

ID: 33

担当部署: 総務部 智恵文支所 市民係

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市智恵文多目的研修センター条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成18年条例第168号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第5条 研修センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を得なければならない。 2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要と認めるときは、この利用について条件を付することができる。 【基準】 根拠条文、第6条及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の制限) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修センターの利用を許可しないことができる。 (1) 風俗及び公益上支障があると認めたとき。 (2) 研修センターの管理上、支障があると認めたとき。 (3) その他市長が適当でないと認めたとき。 2 研修センターを同一利用者が引き続き3日を超えて利用することはできない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。 (公共施設の利用の不許可等) 第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。 2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日